

財務省告示第二百九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成十九年五月二十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号
（第四十五回）
利付国庫債券（変動・十五年）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「
債市場特別参加者・非価格競
争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加
者のごとに応募限度額を定める
による発行（以下「国債市場特

五

募入決定の
方法

イ 各申込みのうち応募価格の高い

札発競争もその応募額を順次割り

入札発競争もその応募額を順次割り

国債市場特別参加者ごとの応募

特別参加者ごとの応募

者ごとの応募

非競争入札発競争

競争入札発競争

行入札発競争

額

六

イ 各申込みの応募額を割り当てる。

行入札発競争

額

口 各申込みの応募額を割り当てる。

国債市場特別参加者ごとの応募

特別参加者ごとの応募

者ごとの応募

非競争入札発競争

競争入札発競争

行入札発競争

額

八

イ 各申込みの応募額を割り当てる。

行入札発競争

額

口 各申込みの応募額を割り当てる。

国債市場特別参加者ごとの応募

特別参加者ごとの応募

者ごとの応募

非競争入札発競争

額面金額で百七十五億円

額面金額で八百五十二億円

額面金額で九千三百三十八億円

別参加者・第 非価格競争入札
「と」いう。

十
イ二

争入札
及び
行場
債特
市者
参加
別非
・第
格競
価争
入札
発行
利率

口

争入札
及
行
債
市
場
特
者
参
加
非
第
二
期
以
後
の
利
率

十
三

争入札
及
行
債
市
場
特
者
参
加
非
第
二
期
以
後
の
利
率

年一・二〇パーセント
 五パーセント
 年ト）各利払期における利
 子計算期間開始日前に行われ
 た、発行から償還までの期間が
 九年か月の超の十年利付国債の
 直近における入札の結果に基づ
 き算出された複利回り（以下
 「基準金利」という。）から、〇.
 四五パーセントを控除した率。
 ただし、控除した率が〇パーセ
 ントを下回るときは、その率は
 〇パーセントとする。
 （一）募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えて、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号の規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.20}{100} \times \frac{5}{365}}$$

（二）発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される

十四 初期利子

ものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.20}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} - 0.45}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六 償還期限

平成三十四年五月二十日

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
十 大 銀 金
九 臣 行 額
年 か 百 円
五 ら 円
月 通 につ
二 知 き
十 を 百
五 受 円
日 け た 者